

2021年5月7日

各 位

会 社 名 名古屋木材株式会社
代表者名 代表取締役社長 丹羽 耕太郎
(コード番号 7903 名証第二部)
問合せ先 執行役員総務部長 式守 正光
電話番号 (TEL 052-321-1526)

株式併合及び定款の一部変更に係る承認決議に関するお知らせ

当社は、2021年4月12日付当社プレスリリース「株式併合並びに単元株式数の定め
の廃止及び定款の一部変更に関するお知らせ」(以下「2021年4月12日付当社プレスリ
リース」といいます。)においてお知らせいたしましたとおり、株式併合及び定款の一部変更
に係る各議案について、本日開催の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)に
付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお
知らせいたします。

この結果、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)は、株式会社名古屋証券取
引所(以下「名古屋証券取引所」といいます。)の上場廃止基準に該当することとなります。
これにより、当社株式は、2021年5月7日から2021年6月7日までの間、整理銘柄に指
定された後、2021年6月8日に上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を名古
屋証券取引所市場第二部において取引することはできませんので、ご注意くださいよう
お願いいたします。

記

1. 第1号議案(株式併合の件)

当社は、2021年4月12日付当社プレスリリースにてお知らせいたしましたとおり、
以下の内容の株式併合(以下「本株式併合」といいます。)に関して必要なご承認をいた
だくため、本臨時株主総会を開催いたしました。

- ① 併合する株式の種類
普通株式
- ② 併合比率
当社株式について、53,500株を1株に併合いたします。
- ③ 減少する発行済株式総数
374,755株
- ④ 効力発生前における発行済株式総数

374,762株

(注) 効力発生前における発行済株式総数は、当社が2021年2月5日付で公表した「令和3年3月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された2020年12月31日現在の発行済株式総数(400,000株)から、当社が2021年4月12日開催の取締役会において決議した、2021年6月9日付で消却する予定の2021年3月31日現在当社が所有する自己株式数(25,238株)を除いた株式数です。

- ⑤ 効力発生後における発行済株式総数

7株

- ⑥ 効力発生日における発行可能株式総数

28株

- ⑦ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

本株式併合により、株式会社Nホールディングス(以下「公開買付者」といいます。)以外の株主の皆様が保有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数(合計数に1株に満たない端数がある場合にあつては、当該端数は切り捨てられます。)に相当する数の株式を売却し、その端数に応じて、その売却により得られた代金を株主の皆様へ交付します。

当該売却について、当社は、会社法第235条第1項の規定に基づく競売によらず、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て、1株に満たない端数の合計数に相当する当社株式を公開買付者に売却することを予定しております。

上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合、端数処理により株主の皆様へ交付することが見込まれる金銭の額は、株主の皆様が所有する当社株式の数に本公開買付価格と同額である4,350円を乗じた金額となる予定です。

2. 第2号議案(定款一部変更の件)

本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数が28株に減少する定款の変更をしたものとみなされます。かかる点を明確にするために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条(発行可能株式総数)を変更するものであります。

また、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は7株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第8条(単元株式数)、第9条(単元未満株式を有する株主の権利)及び第10条(単元未満株式の買増し)を削除し、これらに伴う条数の繰り上げを行うものであり

ます。

さらに、本株式併合の効力が発生した場合には、1株以上の当社株式を有する者は公開買付者のみとなり、本株式併合後の端数処理が完了した場合には、当社の株主は公開買付者のみとなる予定であるため、定時株主総会の基準日を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第15条（定時株主総会の基準日）を変更するものであります。

当該定款の一部変更の内容は、2021年4月12日付当社プレスリリースをご参照ください。

なお、当該定款の一部変更は、本株式併合の効力が生じることを条件として、本株式併合の効力発生日である2021年6月10日に効力が発生するものといたします。

3. 株式併合の日程

① 本臨時株主総会開催日	2021年5月7日（金）
② 整理銘柄指定日	2021年5月7日（金）（予定）
③ 当社株式の売買最終日	2021年6月7日（月）（予定）
④ 当社株式の上場廃止日	2021年6月8日（火）（予定）
⑤ 株式併合の効力発生日	2021年6月10日（木）（予定）

以 上